

別記様式第17号(C)

決裁区分 保存種別 第 種

| | | | |
|------------|------------------|------|---------|
| 起 案 | 平成 11 年 5 月 17 日 | 秘密区分 | 極 秘 • 秘 |
| 決 裁 | 平成 11 年 5 月 18 日 | 秘密期間 | |
| 施 行 | 平成 11 年 5 月 18 日 | 文書番号 | |
| 施 行 注 意 | | | |

件 名

企画担当課長補佐会議について

上記のことについて別紙のとおり 通知 してよろしいか伺います。
します。

官 房 長

総務審議官

総務課長

理事官

課長補佐 係 長

企画官

添付物

起案者 総務課 情報公開係

警音 (番)

各管区警察局総務部長
警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部長

事務連絡
平成11年5月18日
警察庁長官官房総務課長

企画担当課長補佐会議について（通知）

みだしの件については、下記のとおり開催することとしたので、企画担当課長補佐1名を出席させられたい。なお、詳細は別途連絡する。

記

1 日時

平成11年6月15日（火） 午後1時30分～5時00分

2 場所

警察庁大会議室（総合庁舎7階）

3 その他

別添1～3については、必要事項を記載の上、5月31日（月）までに電子メールにて返送願いたい。

（あて先：長官官房総務課 ■■■ e-mail ■■■）

なお、管区警察局については、別添2の返送は不要とする。

本件担当： 長官官房総務課 田中警視（■■■■■）

■■■ 警部（■■■■■）

別添 1

平成 11 年 5 月 日

警察庁長官官房総務課企画官室 ■■■ 警部 行

発信者

(e-mail)

企画担当課長補佐会議の出席者は、下記とおりとします。

記

| | |
|-----------|--|
| 氏 名 | |
| 課・職名・階級 | |
| 警 電 番 号 | |
| F A X 番 号 | |

別添2

アンケート（情報公開条例改正の動向と警察の対応について）

都道府県名 _____

問1 知事部局において情報公開条例を改正し、警察を実施機関に加えることを検討する動きがありますか。

- A 懇話会、公文書公開審査会等において、既に具体的検討が行われ、提言等も出されている。
- B 懇話会、公文書公開審査会等において現在検討中である。
- C 近いうちに懇話会等が設置され、具体的検討が始まる予定である。
- D 今のところ条例改正の動きは見られない。

問2 (問1でA～Cと答えた場合のみ) 条例改正に向けたスケジュールを記載してください。

| | | | |
|-------------|----|---|---|
| 懇話会等の設置（予定） | 平成 | 年 | 月 |
| 提言等（予定） | 平成 | 年 | 月 |
| 議会上程（予定） | 平成 | 年 | 月 |
| 成立、公布（予定） | 平成 | 年 | 月 |
| 施行（予定） | 平成 | 年 | 月 |

問3 (問1でA～Cと答えた場合のみ) 懇話会等の組織・名称・人員を記載してください。

- A 有識者、学識経験者、公募等
- B 既存の公文書公開審査会等
- C 庁内メンバー

[名称～] [] 人]

問4 条例改正に対する警察の対応について記載してください。

その他、条例改正の動向に関して記載してください。

別添3

都道府県名

今後の検討の参考とするため、将来、警察を実施機関とする情報公開条例が
施行された場合において、開示請求がなされたときの措置等について、現時点に
おける警察庁に対する質疑・要望事項があれば、記載してください。

会議次第

平成11年6月15日

於：警察庁大会議室

| | |
|-----------|-------------|
| 1：30～1：35 | 官房長訓示 |
| 1：35～1：45 | 総務審議官指示 |
| 1：45～1：55 | 総務課長指示 |
| 1：55～2：05 | 会計課長指示 |
| 2：05～2：20 | 総務課企画官指示 |
| 2：20～2：30 | 休憩 |
| 2：30～3：00 | 総務課課長補佐指示 |
| 3：00～3：20 | 公安第一課課長補佐指示 |
| 3：20～3：50 | 会計課課長補佐指示 |
| 3：50～4：00 | 休憩 |
| 4：00～4：30 | 事例発表（警視庁） |
| 4：30～5：00 | 質疑応答 |

会議席次表

平成11年6月15日
於：警察庁大会議室

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--------------|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|------------|-------------|--|--|--|
| | | | | 公安一課 課長補佐 | 会計課 課長補佐 | 会計課 課長 | 總務 審議官 | ○ 指示席 | 官房長 課長 | 總務課 企画官 | 總務課 理事官 | 總務課 課長補佐 | | | |
|--|--|--|--|--------------|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|------------|-------------|--|--|--|

発表席

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|------|-----|-----|
| | 福島 | 福島 | 山形 | 山形 | 秋田 | 秋田 | 宮城 | 宮城 | 岩手 | 岩手 | 岩手 | 青森 | 青森 | 東北管区 | 東北管区 | 北海道 | 北海道 |
|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|------|-----|-----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|
| 警視庁 | 警視庁 | 関東管区 | 関東管区 | 茨城 | 茨城 | 栃木 | 栃木 | 群馬 | 群馬 | 埼玉 | 埼玉 | 千葉 | 千葉 | 神奈川 | 神奈川 | 新潟 | 新潟 |
|-----|-----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|
| 愛知 | 愛知 | 岐阜 | 岐阜 | 福井 | 福井 | 石川 | 石川 | 富山 | 富山 | 中部管区 | 中部管区 | 静岡 | 静岡 | 長野 | 長野 | 山梨 | 山梨 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|------|------|
| 三重 | 三重 | 近畿管区 | 近畿管区 | 滋賀 | 滋賀 | 京都 | 京都 | 大阪 | 大阪 | 兵庫 | 兵庫 | 奈良 | 奈良 | 和歌山 | 和歌山 | 中国管区 | 中国管区 |
|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|------|------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 愛媛 | 愛媛 | 香川 | 香川 | 徳島 | 徳島 | 四国管区 | 四国管区 | 山口 | 山口 | 広島 | 広島 | 岡山 | 岡山 | 鳥取 | 鳥取 | 鹿児島 | 鹿児島 |
|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 高知 | 九州管区 | 九州管区 | 福岡 | 福岡 | 佐賀 | 佐賀 | 長崎 | 長崎 | 熊本 | 熊本 | 大分 | 大分 | 宮崎 | 宮崎 | 鹿児島 | 鹿児島 |
|----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | | | 事務局 | 沖縄 | 沖縄 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|----|----|

企画担当課長補佐会議出席者名簿 平成11年6月15日

| 都道府県 | 所轄 | 職名 | 階級 | 氏名 | 還別 | 電 | FAX |
|------|-------|---------|------|------------|-----|------------|-----------|
| 道本部 | 総務課 | 文書管理調査官 | 警視 | 村田英男 | 811 | [REDACTED] | 2139 |
| 東北管区 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | [REDACTED] | 820 | [REDACTED] | 5913 |
| 青森 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 越川喜代志 | 826 | [REDACTED] | 2239 |
| 岩手 | 警務部 | 情報企画官 | 警視 | 菊池義徳 | 824 | [REDACTED] | 3019 |
| 宮城 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 佐藤力也 | 824 | [REDACTED] | 3019 |
| 秋田 | 情報管理課 | 課長補佐 | 警部 | 清野光一 | 821 | [REDACTED] | 2459 |
| 山形 | 警務課 | 企画担当補佐 | 警部 | 戸松好造 | 825 | [REDACTED] | 2349 |
| 福島 | 情報管理課 | 課長補佐 | 警部 | 近藤好司 | 823 | [REDACTED] | 2199 |
| 警視庁 | 文書課 | 調査担当管理官 | 警視 | 石坂津一 | 841 | [REDACTED] | 3501-8582 |
| 関東管区 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | [REDACTED] | 830 | [REDACTED] | 5119 |
| 茨城 | 警務課 | 企画第2係長 | 警部補 | [REDACTED] | 835 | 3062 | 3019 |
| 栃木 | 警務課 | 企画補佐 | 警部 | 大森良明 | 836 | [REDACTED] | 2319 |
| 群馬 | 警務課 | 企画第2補佐 | 警部 | 神野明男 | 837 | [REDACTED] | 2326 |
| 埼玉 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 森田隆一 | 834 | [REDACTED] | 5906 |
| 千葉 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 野村寛 | 833 | [REDACTED] | 2633 |
| 神奈川 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 横田善信 | 832 | [REDACTED] | 5913 |
| 新潟 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 青木勝彦 | 845 | [REDACTED] | 5804 |
| 山梨 | 情報管理課 | 文書担当補佐 | 警部 | 橋田治樹 | 843 | [REDACTED] | 2395 |
| 長野 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 新村邦彦 | 844 | [REDACTED] | 2439 |
| 静岡 | 警務課 | 参事官 | 事務吏員 | 伏見和男 | 842 | [REDACTED] | 2319 |
| 中部管区 | 警務課 | 企画担当補佐 | 警部 | [REDACTED] | 850 | [REDACTED] | 5118 |
| 富山 | 警務課 | 企画担当調査官 | 警部 | 小山重一 | 856 | [REDACTED] | 2329 |
| 石川 | 警務課 | 文書管理室長 | 警視 | 出村謙夫 | 855 | [REDACTED] | 4397 |
| 福井 | 警務課 | 企画担当補佐 | 警部 | 平谷貞樹 | 854 | [REDACTED] | 2209 |
| 岐阜 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 橋本隆司 | 852 | [REDACTED] | 2248 |
| 愛知 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 小川直哉 | 851 | [REDACTED] | 2543 |
| 三重 | 警務課 | 企画室調査官 | 警部 | 水井寛 | 853 | [REDACTED] | 4899 |
| 近畿管区 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | [REDACTED] | 860 | [REDACTED] | 5139 |
| 滋賀 | 総務課 | 課長補佐 | 警部 | 青木喜十 | 864 | [REDACTED] | 2138 |
| 京都 | 総務課 | 調査官 | 警視 | 庄崎松雄 | 863 | [REDACTED] | 2157 |
| 大阪 | 総務課 | 課長補佐 | 警部 | 林雅之 | 861 | [REDACTED] | 2057 |
| 兵庫 | 総務課 | 課長補佐 | 警部 | 井上正夫 | 862 | [REDACTED] | 2138 |
| 奈良 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 和田彰彦 | 865 | [REDACTED] | 2319 |
| 和歌山 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 塙義之 | 866 | 2126 | 2124 |
| 中国管区 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | [REDACTED] | 870 | [REDACTED] | 5139 |
| 鳥取 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 小村厚 | 875 | [REDACTED] | 2239 |
| 島根 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 三木昭一 | 874 | [REDACTED] | 2239 |
| 岡山 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 三ノ上進 | 872 | [REDACTED] | 2474 |
| 広島 | 総務課 | 管理官 | 警視 | 圓山實治 | 871 | [REDACTED] | 2119 |
| 山口 | 警務課 | 企画第二補佐 | 警部 | 鈴間清人 | 873 | [REDACTED] | 2339 |
| 四国管区 | 警務課 | 調査官 | 警視 | 宮脇直志 | 880 | [REDACTED] | 5108 |
| 徳島 | 企画監察課 | 課長補佐 | 警部 | 久次米昌弘 | 883 | [REDACTED] | 2343 |
| 香川 | 警務課 | 企画担当補佐 | 警部 | 松本征司 | 881 | [REDACTED] | 2319 |
| 愛媛 | 警務課 | 企画課長補佐 | 警部 | 谷村日出男 | 882 | [REDACTED] | 2326 |
| 高知 | 警務課 | 企画補佐 | 警部 | 森澤敏博 | 884 | [REDACTED] | 2370 |
| 九州管区 | 警務課 | 企画補佐 | 警部 | [REDACTED] | 890 | [REDACTED] | 5129 |
| 福岡 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 中尾健次郎 | 891 | [REDACTED] | 2467 |
| 佐賀 | 警務課 | 企画第二補佐 | 警部 | 貝原文樹 | 892 | [REDACTED] | 4801 |
| 長崎 | 警務課 | 企画係補佐 | 警部 | 坂谷朝男 | 893 | [REDACTED] | 2359 |
| 熊本 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 端江伸 | 894 | [REDACTED] | 2169 |
| 大分 | 警務課 | 課長補佐 | 警部 | 岐部久人 | 895 | [REDACTED] | 2259 |
| 宮崎 | 総務課 | 課長補佐 | 警部 | 黒木典明 | 896 | [REDACTED] | 2139 |
| 鹿児島 | 警務課 | 企画調査官 | 警視 | 竹之下忍 | 897 | [REDACTED] | 2149 |
| 沖縄 | 警務課 | 企画第二補佐 | 警部 | 松川博明 | 898 | [REDACTED] | 2150 |

| No | 都道府県 | 選別 | 職名 | 階級 | 氏名 | 警電 | FAX |
|----|------|-----|------------------|------|------------|------------|-----------|
| 1 | 道本部 | 811 | 課長補佐 | 警部 | 水野 博明 | [REDACTED] | 2219 |
| 2 | 東北管区 | 820 | 監査係長 | 事務官 | [REDACTED] | [REDACTED] | 5914 |
| 3 | 青森 | 826 | 課長補佐 | 事務吏員 | 高橋 和夫 | [REDACTED] | 2324 |
| 4 | 岩手 | 824 | 監査室長 | 警視 | 菅原 勝義 | [REDACTED] | 2419 |
| 5 | 宮城 | 821 | 調査官 | 事務吏員 | 大内 年雄 | [REDACTED] | 2237 |
| 6 | 秋田 | 825 | 課長補佐 | 事務吏員 | 坂谷 洋一 | [REDACTED] | 2269 |
| 7 | 山形 | 823 | 課長補佐 | 事務吏員 | 松田清一郎 | [REDACTED] | 2169 |
| 8 | 福島 | 822 | 課長補佐 | 事務吏員 | 樋口 誠 | [REDACTED] | 2264 |
| 9 | 警視庁 | 841 | 管理官 | 警視 | 蛭田 正則 | [REDACTED] | 3581-2522 |
| 10 | 関東管区 | 830 | 課長補佐 | 事務官 | [REDACTED] | [REDACTED] | 5159 |
| 11 | 茨城 | 835 | 課長補佐 | 警部 | 野々下 勲 | [REDACTED] | 2339 |
| 12 | 栃木 | 836 | 主幹 | 事務吏員 | 手塚 真 | [REDACTED] | 2519 |
| 13 | 群馬 | 837 | 室長補佐 | 事務吏員 | 森 栄一 | [REDACTED] | 2532 |
| 14 | 埼玉 | 834 | 課長補佐 | 警部 | 茂木 誠 | [REDACTED] | 5903 |
| 15 | 千葉 | 833 | 課長補佐 | 警部 | 山田 和幸 | [REDACTED] | 2307 |
| 16 | 神奈川 | 832 | 課長補佐 | 警部 | 猪又 博 | [REDACTED] | 2254 |
| 17 | 新潟 | 845 | 課長補佐 | 警部 | 橋本 洋一 | [REDACTED] | 5801 |
| 18 | 山梨 | 843 | 次席 | 警部 | 深澤 寛幸 | [REDACTED] | 2140 |
| 19 | 長野 | 844 | 課長補佐 | 事務吏員 | 三澤 俊秀 | [REDACTED] | 2529 |
| 20 | 静岡 | 842 | 課長補佐 | 事務吏員 | 中田 素光 | [REDACTED] | 2533 |
| 21 | 中部管区 | 850 | 調査官 | 事務官 | 村松 豊明 | [REDACTED] | 5159 |
| 22 | 富山 | 856 | 課長補佐 | 事務吏員 | 菅田 秀穂 | [REDACTED] | 2260 |
| 23 | 石川 | 855 | 課長補佐 | 警部 | 遠田 武司 | [REDACTED] | 4391 |
| 24 | 福井 | 854 | 課長補佐 | 事務吏員 | 南光 邦夫 | [REDACTED] | 2141 |
| 25 | 岐阜 | 852 | 課長補佐 | 警部 | 下枝 久夫 | [REDACTED] | 2137 |
| 26 | 愛知 | 851 | 課長補佐 | 警部 | 堤 秀人 | [REDACTED] | 2216 |
| 27 | 三重 | 853 | 調査官 | 警部 | 園浦 肇 | [REDACTED] | 2150 |
| 28 | 近畿管区 | 860 | 専門職 | 事務官 | [REDACTED] | [REDACTED] | 5159 |
| 29 | 滋賀 | 864 | 課長補佐 | 事務吏員 | 前川 秀和 | [REDACTED] | 2199 |
| 30 | 京都 | 863 | 課長補佐 | 事務吏員 | 野木 卓海 | [REDACTED] | 2348 |
| 31 | 大阪 | 861 | 管理官 | 警視 | 中村 純造 | [REDACTED] | 2266 |
| 32 | 兵庫 | 862 | 課長補佐 | 警部 | 山本 嘉弘 | [REDACTED] | 2319 |
| 33 | 奈良 | 865 | 課長補佐 | 警部 | 高田 安規 | [REDACTED] | 2289 |
| 34 | 和歌山 | 866 | 課長補佐 | 警部 | 北出 祐司 | [REDACTED] | 2079 |
| 35 | 中国管区 | 870 | 課長補佐 | 事務官 | [REDACTED] | [REDACTED] | 5189 |
| 36 | 鳥取 | 875 | 課長補佐 | 事務吏員 | 川中 稔 | [REDACTED] | 2139 |
| 37 | 島根 | 874 | 課長補佐 | 事務吏員 | 山野内 諭 | [REDACTED] | 2159 |
| 38 | 岡山 | 872 | 課長補佐 | 事務吏員 | 桜井 博明 | [REDACTED] | 3913 |
| 39 | 広島 | 871 | 課長補佐 | 警部 | 寺岡 伸和 | [REDACTED] | 2169 |
| 40 | 山口 | 873 | 課長補佐 | 警部 | 吉井 洋三 | [REDACTED] | 2179 |
| 41 | 四国管区 | 880 | 予算係長 | 事務官 | [REDACTED] | [REDACTED] | 5139 |
| 42 | 徳島 | 883 | 課長補佐 | 事務吏員 | 麻植信一郎 | [REDACTED] | 2123 |
| 43 | 香川 | 881 | 課長補佐 | 事務吏員 | 大林 孝行 | [REDACTED] | 2249 |
| 44 | 愛媛 | 882 | 管理官 | 警視 | 青木 延行 | [REDACTED] | 4502 |
| 45 | 高知 | 884 | 欠席 (会計検査受検当日のため) | | | [REDACTED] | 2349 |
| 46 | 九州管区 | 890 | 専門職 | 事務官 | [REDACTED] | [REDACTED] | 5179 |
| 47 | 福岡 | 891 | 課長補佐 | 事務吏員 | 牛島 康博 | [REDACTED] | 2259 |
| 48 | 佐賀 | 892 | 課長補佐 | 警部 | 前田 勝久 | [REDACTED] | 4804 |
| 49 | 長崎 | 893 | 監査室長 | 警視 | 山口征四郎 | [REDACTED] | 2264 |
| 50 | 熊本 | 894 | 課長補佐 | 事務吏員 | 東 哲雄 | [REDACTED] | 2279 |
| 51 | 大分 | 895 | 課長補佐 | 事務吏員 | 日野順一郎 | [REDACTED] | 4022 |
| 52 | 宮崎 | 896 | 課長補佐 | 事務吏員 | 長友 清隆 | [REDACTED] | 2309 |
| 53 | 鹿児島 | 897 | 課長補佐 | 警部 | 熊丸 哲治 | [REDACTED] | 2249 |
| 54 | 沖縄 | 898 | 課長補佐 | 事務吏員 | 石原 昌治 | [REDACTED] | 2170 |

※ 注 : 高知県警察の担当者は、課長補佐 警部 西村 昭男

資料1

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
- 第三章 不服申立て等
- 第一節 詮問等（第十八条—第二十条）
- 第二節 情報公開審査会（第二十一条—第二十六条）
- 第三節 審査会の調査審議の手続（第二十七条—第三十五条）
- 第四節 訴訟の管轄の特例等（第三十六条）
- 第四章 梯則（第三十七条—第四十四条）
- 附則
- 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第一項に規定する国の行政機関として置かれる機関（次号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記

録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関）とに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。



一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に

掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）

である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人

における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるに

つき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにしき相当の理由がある情報

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその發見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が經營する企業に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されて

いないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

- 第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求

者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一條 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の

長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるとする。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるべきこととする。

（一） 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合は、この限りでない。

（二） 第三者に関する情報が記録されていて、当該情報が第五条第一号又は同条第一号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（三） 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとするとき。

（四） 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については

その種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に

規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならぬ。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第

一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 不服申立て等

第一節 諒問等

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。）に諮問しなければならない。

(一)

(二)

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときは除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立て人及び参加人
- 二 開示請求者（開示請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第二節 情報公開審査会

（設置）

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。

（組織）

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第二百二十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができます。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免する

ことができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は當

利事業を當み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員二人をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第二節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情

報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求める」とができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める」とその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聽かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十二条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立て

をすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令（第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則）で定める。

第四節 訴訟の管轄の特例等

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第三項において「情報公開訴訟」という。）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起す

ることができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるとときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四章 條則

(行政文書の管理)

第三十七条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に

関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十八条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十九条 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第四十条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、

かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十一条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十二条 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。）について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十四条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、特殊法人の保有する情報の公開に関し、この法律の公布後二年を目途として、第四十二条の法制上の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が適用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、一請求につき定額として内容的に関連の深い文書は一請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようすること。

一 情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その構成及び事務局の体制の十分を期すること。

一 情報公開制度が的確に機能するよう、行政文書の適正な管理の確保に努めること。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。

一手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が適用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようとすること。

一 行政文書の管理に当たっては、情報公開制度が的確に機能するよう、その適正な管理の確保に努めること。

一 知る権利の法律への明記等審議の過程において論議された事項については、引き続き検討を行うこと。

なお、本法律施行前の文書管理についても、本法律の趣旨を踏まえ適正に行うこと。

一 各行政機関は、本法律第五条に定める不開示情報を含む行政文書の配付等を地方公共団体に行う場合には、当該地方公共団体に対し当該文書の取扱いについて十分な説明を行うこと。

一 知る権利の法律への明記、行政文書管理法の制定等審議の過程において議論された専項については、引き続き検討すること。
右決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）

第七条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律
（平成十二年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

| 都道府県 | 問1 | | | | 問2(条例改正の経過、スケジュール) | | | | 問3 | | | | 備考 | |
|------|----|---|---|---|---------------------------|---|---|--|----------------------------------|-----------|---|--|----|--|
| | A | B | C | D | 懇話会等の名称・人員 | | | | | | | | | |
| 北海道 | ○ | | | | 平成9年12月提言、平成10年4月施行 | ○ | | | 情報公開制度検討会 | 15人 | 検討会提言～「公安委員会については、法施行後、国の制度との整合性に配慮し、可及的速やかに実施機関に加えること。」 | | | |
| 青森 | | ○ | | | 平成11年7月懇話会設置、同年12月議会上程予定 | ○ | | | 名称未定 | 15名 | 懇話会では警察を実施機関に含めることについて検討予定。 | | | |
| 岩手 | ○ | | | | 平成10年9月意見、平成11年4月施行 | ○ | | | 岩手県情報公開審査会 | 5人 | 審査会意見～「国に準じ、公安委員会を実施機関に加える。」知事に、条例改正をして警察を実施機関に加える意向あり。 | | | |
| 宮城 | ○ | | | | 平成10年12月建議、平成11年7月施行予定 | ○ | | | 宮城県情報公開審査会 | 5人 | 審査会建議～「県公安委員会を実施機関に加えること。」 | | | |
| 秋田 | ○ | | | | 平成10年4月答申、平成11年4月施行 | ○ | | | 宮城県情報公開審査会 | 5人 | 審査会答申～「公安委員会も実施機関に加える方向で検討を進めるべきである。」 | | | |
| 山形 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 福島 | | ○ | | | 平成11年6月懇話会設置、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 福島県情報公開制度懇談会 | 12名 | 懇談会で実施機関の拡大について検討される可能性がある。 | | | |
| 警視庁 | ○ | | | | 平成10年9月提言、平成12年1月施行予定 | ○ | | | 東京都における情報公開制度のあり方に 関する懇談会 | 21名 | 懇談会提言～「都公安委員会(警視庁)を実施機関に加えることとするのが適当である。」 都では、警察を実施機関に加えるための問題点を検討中。 | | | |
| 茨城 | ○ | | | | 平成11年4月委員会設置、同年12月議会上程予定 | ○ | | | 茨城県情報公開制度運営委員会 | 22人 | 現時点、警察を実施機関に加えるべきとの強い意見はない。 | | | |
| 栃木 | ○ | | | | 平成11年3月提言、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 栃木県情報公開懇談会 | 14人 | 懇談会提言～「公安委員会(警察)も、国に準じて早い時期に 実施機関として情報公開を実施すべきである。」 | | | |
| 群馬 | | ○ | | | 平成11年8月ころから府内の検討が始まる見込み | | | | 名称・人員未定 | | 知事は、警察が実施機関に加わる時期につき警察の意向を尊重する旨旨している。 | | | |
| 埼玉 | | ○ | | | 平成11年6月設置、平成13年4月ころ施行予定 | ○ | | | 名称未定 | 7人 | | | | |
| 千葉 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川 | ○ | | | | 平成11年3月答申、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 神奈川県公文書公開運営審議会 | 18人 | 答申～「公安委員会の実施機関入りについては、今後県において 他の都道府県の動向に配慮し、本制度を推進する方向で さらに検討されることを要望する。」 | | | |
| 潟 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 山梨 | ○ | | | | 平成11年8月提言、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 山梨県公文書公開制度運営委員会 | 13名 | 警察を実施機関に加えることについて検討中。 | | | |
| 長野 | | ○ | | | 平成11年7月懇話会設置予定 | ○ | | | 名称未定 | 12名 | 県では、懇話会の検討テーマに警察の実施機関入りを取り上げない意向。 | | | |
| 静岡 | | ○ | | | 平成11年6月懇話会設置、平成12年10月施行予定 | ○ | | | 情報公開懇談会 | 10名 | | | | |
| 富山 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 石川 | | ○ | | | 平成11年9月懇話会設置、平成13年4月施行予定 | ○ | | | 石川県情報公開懇談会(仮称) | 15名 | | | | |
| 福井 | | ○ | | | 平成11年8月懇話会設置、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 福井県情報公開懇談会(仮称) | 15名 | | | | |
| 岐阜 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 愛知 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 三重 | ○ | | | | 平成11年7月提言、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 三重県情報公開懇談会 | 10名 | 懇談会中間報告～「県公安委員会を実施機関に加える方向で検討を進める。」 | | | |
| 滋賀 | | ○ | | | 平成11年9月懇話会設置、平成12年度中施行予定 | ○ | | | 名称未定 | 予定人員15名 | | | | |
| 京都 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 大阪 | ○ | | | | 平成11年2月提言、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 大阪府情報公開推進会議 | 20名 | 推進会議提言～「公安委員会については、情報公開法の施行時期や国の法制度等との整合性を図りながら、できる限り速やかに実施機関に加えるべきである。」 | | | |
| 兵庫 | ○ | | | | 平成11年10月提言、法施行後6ヶ月後に施行予定 | ○ | | | 公文書公開審査会 | 5名 | | | | |
| 奈良 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 奈良 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 鳥根 | | ○ | | | 平成11年9月懇話会等設置予定 | | | | 鳥取県公文書公開審査会 | 5名 | | | | |
| 岡山 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 岡山 | | ○ | | | 平成11年6月審議会開催、平成12年4月施行予定 | ○ | | | 岡山県行政情報公開制度運営審議会12名 | | 知事には、警察を早急に実施機関に加える意向はない。 | | | |
| 広島 | | ○ | | | 平成12年春懇話会等設置予定 | | | | 懇話会等の組織・名称・人員未定 | | 県では、警察を実施機関に加えることについて問題点を検討中 | | | |
| 山口 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 徳島 | | ○ | | | 平成11年6月府内検討会設置予定 | | | | 名称未定 | 予定人員17名 | | | | |
| 香川 | ○ | | | | 平成11年12月提言、平成12年9月施行予定 | ○ | ○ | | 香川県情報公開制度検討懇談会 香川県情報公開制度検討委員会 | 7人 15人 | | | | |
| 愛媛 | | ○ | | | | | | | | | 本年1月施行。制定の際の検討会提言～「法施行後1年をめどに必要な条例改正を行い、実施機関に加えるのが適当」 | | | |
| 高知 | ○ | | | | 平成10年10月施行 | ○ | | | 情報公開を考える懇談会 | 6人 | 提言～「法施行後1年をめどに公安委員会を実施機関に加える。」 | | | |
| 福岡 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 長崎 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 熊本 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 大分 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 鹿児島 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄 | | ○ | | | | | | | | | | | | |

問1 情報公開条例を改正し、警察を実施機関に加えることを検討する動きの有無。

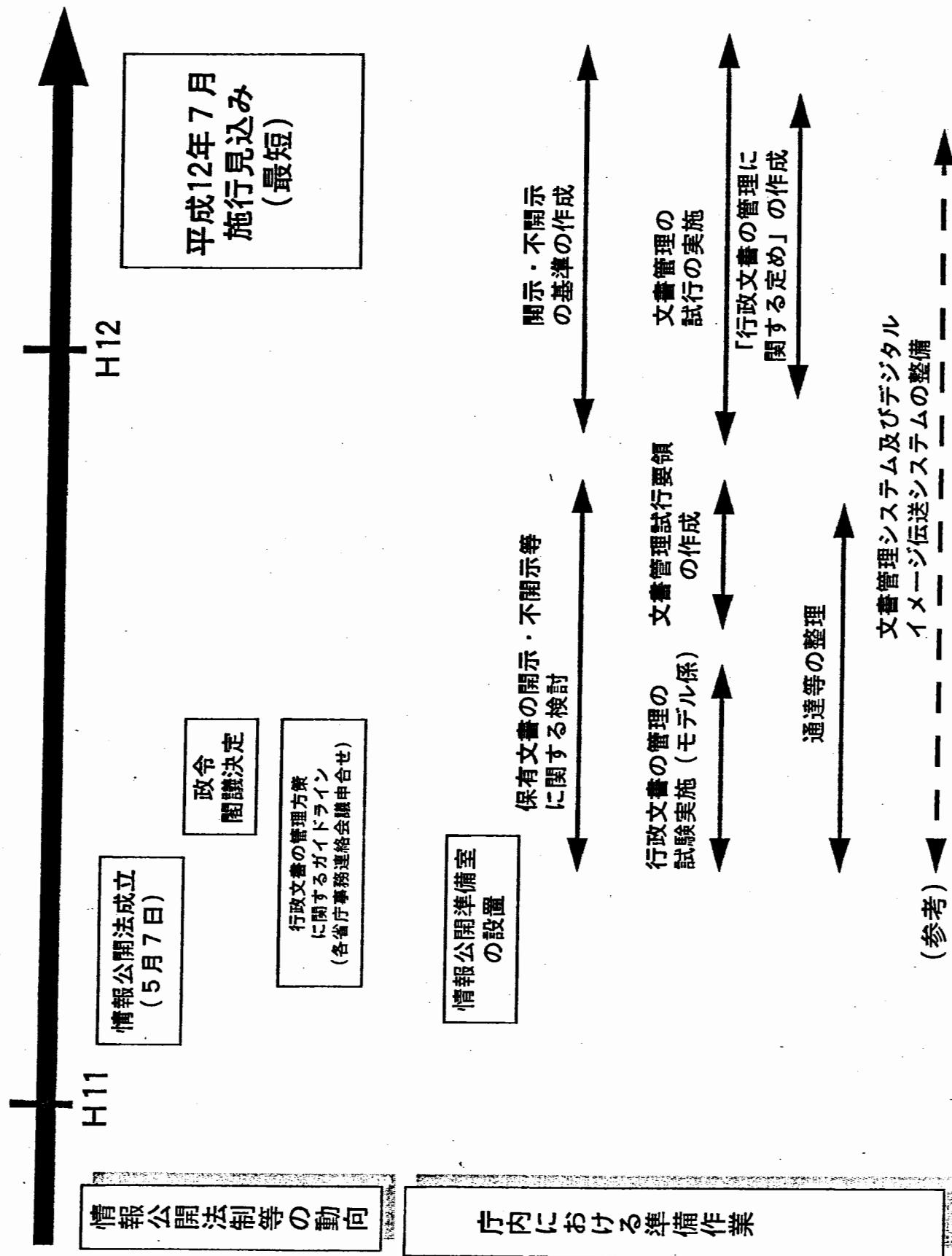
- A 懇話会等において、既に具体的な検討が行われ、提言等も出されている。
- B 懇話会等において現在検討中である。
- C 近いうちに懇話会等が設置され、具体的な検討が始まると予定である。
- D 今のところ条例改正の動きは見られない。

問3 懇話会等の組織

- A 有識者、学識経験者、公務等
- B 現在の公文書公開審査会等
- C 庁内メンバー

没扱注意
(用済後廃棄)

情報公開法の施行に向けた準備作業について



資料4

行政文書の管理方策に関するガイドライン（案）取扱注意 (用済後廃棄)

第1 行政文書の分類

- (1) 行政機関の長は、その保有する行政文書の性格、内容等に応じた系統的な分類の基準を作成するとともに、当該基準に従って行政文書を分類するものとする。
- (2) このため、行政機関ごとに、行政文書の分類を具体的な文書類型に沿って定め、あわせてその保存期間についても整理した「行政文書分類基準表」を作成するものとする。
 - i) 分類は大分類・中分類・小分類の3段階のツリー構造とする。
 - ii) 小分類の下に細分類を設け、関連する行政文書のまとまりを管理の単位として類型化した「ファイル」名を記載する。
 - iii) 1ファイル（1類型）ごとに保存期間を設定する。
- (3) 「行政文書分類基準表」は年に1回見直しを行い、必要があれば改訂するものとする。

第2 行政文書の作成

行政機関の長は、事務を処理するときは、行政文書を作成してするものとする。ただし、緊急に処理を行わなければならないとき、事務処理の内容が軽微なものであるときその他合理的な理由がある場合には、この限りでないものとする。その場合であっても、必要な範囲で事後に行政文書を作成するものとする。

第3 行政文書の保存

1 行政文書の最低保存期間基準

- (1) 行政機関の長は、別表に定める最低保存期間基準に従い、行政文書を保存するものとする。
- (2) 保存期間の扱いについては、次のとおりとするものとする。
 - i) 個々の行政文書の保存期間を定めるに当たっては、原則としてファイルを単位として取り扱うこととし、必ず1ファイルごとに保存期間を設定する。
 - ii) 保存期間は、別表の基準に従い原則として有期の期間として設定する。
 - iii) 保存期間の計算については、作成又は取得した年度を含めず、翌年度の4月1日から起算することを原則とする。ただし、事務の性質等に応じて、その他の日を起日とできるものとする。
- (3) 保存期間が満了した場合であっても、事務の遂行上必要がある場合は、保存期間を延長することができるものとする。

2 行政文書の保存方法

- (1) 行政機関の長は、保存期間の間、行政文書を適正な方法により保存するものとする。
- (2) このため、行政文書は、それ以外のものと区分して、組織としての管理が適切に行える場所において保存するものとする。
- (3) また、行政文書は、保存期間の間を通じ適正かつ確実に利用できる方式で保存するものとし、そのための記録媒体の変換ができるものとする。

第4 行政文書の移管又は廃棄

- (1) 行政機関の長は、保存期間（第3-1-(3)の文書にあっては延長された保存期間）が満了した行政文書について、国立公文書館等への移管又は廃棄の措置を講じるものとする。これらの措置については、1年未満の期間保存する行政文書を除き所定の手続を経るものとする。
- (2) 保存期間満了前に廃棄しなければならない特別の理由が生じた場合は、行政機関の長の承認を経て廃棄することができるものとする。ただし、その場合、対象となる行政文書名及び廃棄しなければならない特別の理由を記載した記録を作成し、当該記録を5年間保存するものとする。
- (3) 廃棄の具体的な方法は、行政文書の内容に応じたものとし、当該行政文書に情報公開法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないようにするものとする。

第5 行政文書の管理台帳

- (1) 行政機関の長は、その保有する行政文書の管理のための台帳として「行政文書ファイル管理簿」を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製することとし、原則としてネットワーク上のデータベースとするものとする。
- (2) 「行政文書ファイル管理簿」には、当該行政機関の保有する行政文書のファイルで1年以上の保存期間を設定したものを登載するものとする。
- (3) 「行政文書ファイル管理簿」には、登載対象となるファイルごとに次の事項を記載するものとする。ただし、記載すべき事項が情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができるものとする。
 - ア 文書分類（大分類・中分類・小分類）
 - イ ファイル名
 - ウ 作成者（課係単位で記載。第三者が作成したものについては、当該第三者名）

エ 作成（取得）時期、保存期間、廃棄時期
オ 媒体の種別
カ 保存場所（事務室、書庫等の別）
キ 管理担当課・係
ク 保存期間満了時の措置結果
ケ 備考（その他参考となる事項）

- (4) 「行政文書ファイル管理簿」は、隨時又は年1回以上定期的に更新を行うものとする。
(5) 「行政文書ファイル管理簿」は、各行政機関の情報公開窓口及び総務庁の総合案内所において、対応できる範囲で一般の閲覧に供するものとする。
(6) 情報公開法の施行後に新たにファイル化する文書については、当該ファイルに含まれる行政文書の件名リストの作成、及び同リストの「行政文書ファイル管理簿」データベースに附属するデータベース化に努めるものとする。

第6 行政文書の管理体制

- (1) 行政機関の長は、職員の中から指名する者に、その保有する行政文書の管理に関する事務の処理又は監督を行わせるものとする。
(2) 行政機関に、行政文書の管理体制として、「総括文書管理者」、「文書管理者」、「文書管理担当者」を整備するものとする。
- ① 総括文書管理者
総括文書管理者は、行政機関ごとに一人置くこととし、官房長等を指名するものとする。
総括文書管理者の業務は、次のとおりとするものとする。
i) 「行政文書の管理に関する定め」等規定類の整備
ii) 「行政文書分類基準表」、「行政文書ファイル管理簿」の整備
iii) 行政文書の管理に関する事務の指導監督、研修等の実施
- ② 文書管理者
文書管理者は、原則として各課等ごとに置くこととし、各課等の課長等を指名するものとする。
文書管理者の業務は、次のとおりとするものとする。
i) 「行政文書分類基準表」、「行政文書ファイル管理簿」の作成（課等としての基準表及び管理簿を作成し、総括文書管理者に提出する。）
ii) 保存期間の延長、国立公文書館等への移管又は廃棄の各措置の実施
iii) 課等の保有する行政文書の管理の徹底
- ③ 文書管理担当者
文書管理担当者は、原則として各課等ごとに置くこととし、各課等の補佐又は係長から指名するものとする。
文書管理担当者は、文書管理者を補佐するものとする。
- (3) 組織の規模、事務の運営実態等に照らして特に管理体制を整備することが必要な内部部局、特別の機関、施設等機関、審議会等又は地方支分部局がある場合には、上記の体制の中での位置付け及び各管理者の事務を明確にした上で、上記に準じて管理体制を整備する

ことができるものとする。

- (4) 行政機関の長は、適正な文書管理を推進し、維持していくため、職員を対象とした文書管理に関する研修会等を実施し、職員の意識啓発及び知識・技術の習得に努めるものとする。

第7 行政文書の管理に関する定め

- (1) 行政機関の長は、上記第1から第6まで措置が適切に講じられるよう、「行政文書の管理に関する定め」を作成するものとする。
- (2) 組織の規模、事務の運営実態等に照らして特に管理規程を整備することが必要な内部部局、特別の機関、施設等機関、審議会等又は地方支分部局がある場合には、当該行政機関の長の定める「行政文書の管理に関する定め」の中での位置付けを明確にした上で、当該「定め」に準じた規程を整備することができるものとする。
- (3) 「行政文書の管理に関する定め」は一般の閲覧に供するものとするとされているが、その方法は各行政機関の情報公開窓口への備置とするものとする。

第8 その他

本ガイドラインについては、申合せ後においても、関連する施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

別表 行政文書の最低保存期間基準

ア 30年

| 該当する行政文書の類型 | 該当する事項の例 |
|--|--|
| ① 国政上重要な事項が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・条約その他の国際約束、国際法及び国際的取決め ・法律又は政令の制定・改廃 ・基本的な計画の策定・変更・廃止 ・予算・組織・定員の基本的事項 ・その他の閣議又は関係閣僚会議付議事項 ・府省令の制定・改廃 |
| ② 所管する特殊法人又は認可法人の新設又は廃止に係る事項が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人又は認可法人の設立・廃止 ・特殊法人又は認可法人の管理のための台帳 |
| ③ 国有財産の管理の状況が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・国有財産台帳 |
| ④ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決書 | <ul style="list-style-type: none"> ・判決書（正本） |
| ⑤ 行政文書の作成又は保存の状況が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・決裁簿、保存簿 |
| ⑥ その他上記に準ずるものであって、行政機関の長が少なくとも30年保存する必要があると認めるもの | |

イ 10年

| 該当する行政文書の類型 | 該当する事項の例 |
|--|--|
| ① 所管行政に係る政策の決定又は遂行上重要な事項が記録されているもの（30年保存に該当するものを除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ・政策の決定の内容 ・概算要求書 ・審議会等の答申 ・政策決定の基礎となった国際会議等の決定の内容 ・条約その他の国際約束の解釈・運用基準 ・法令の解釈・運用基準 ・訓令・通達 |
| ② 行政不服審査等の結果が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服申立て、行政審判その他の争訟の裁決書、裁定書、決定書 |

| | |
|--|------------------------------|
| ③ 職員個人の人事に係る事項が記録されているものの（注） | ・職員個人の身分・進退・任用・選考、恩給・年金に係る事項 |
| ④ 奨典又は表彰に係る事項が記録されているもの | |
| ⑤ その他上記に準ずるものであって、行政機関の長が少なくとも10年保存する必要があると認めるもの | |

（注）本基準における人事関係文書の扱いについては、人事院規則での対応状況を踏まえ検討する。

ウ 5年

| 該当する行政文書の類型 | 該当する事項の例 |
|---|--|
| ① 所管行政に係る政策の決定又は遂行に係る事項が記録されているもの（30年保存、10年保存に該当するものを除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ・事務又は事業の方針・計画 ・事務又は事業の実績 |
| ② 所管する特殊法人、認可法人又は公益法人の事業活動の実績が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告 ・指導監督の結果 |
| ③ 予算執行の証明に係る事項が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・請求書、領収書、契約書 ・決議書（支出決議書等） |
| ④ 行政文書の取得又は廃棄の状況が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄簿 ・移管引継簿 |
| ⑤ その他上記に準ずるものであって、行政機関の長が少なくとも5年保存する必要があると認めるもの | |

エ 3年

| 該当する行政文書の類型 | 該当する事項の例 |
|--------------------------------------|--|
| ① 所管行政に係る政策の決定又は遂行上参考となる事項が記録されているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査の結果 ・予算要求説明資料 ・業務上の参考としたデータ |

| | |
|---|---|
| ② 職員の管理、研修、福利厚生に係る事項が記録されているもの（注） | <ul style="list-style-type: none"> ・兼業・営利企業への就職 ・公務災害補償 ・出勤簿 ・超過勤務命令簿 ・研修実施計画 ・研修実施報告 |
| ③ その他上記に準ずるものであって、行政機関の長が少なくとも3年保存する必要があると認めるもの | |

（注）本基準における人事関係文書の扱いについては、人事院規則での対応状況を踏まえ検討する。

オ 1年

| 該当する行政文書の類型 | 該当する事項の例 |
|---|---|
| ① 照会・回答、通知、報告、届出であって、決裁、供覧等の手続を終了したもの | <ul style="list-style-type: none"> ・決裁等の手続を経た事務遂行上の連絡文書 |
| ② 庶務に係る事項が記録されているものであって、決裁、供覧等の手続を終了したもの | <ul style="list-style-type: none"> ・会計執行の確認に関する資料（配車申込書等） ・物品請求書等 ・庁舎管理 ・宿舎管理 |
| ③ その他上記に準ずるものであって、行政機関の長が少なくとも1年保存する必要があると認めるもの | |

カ 1年未満の期間（事務遂行上必要な期間）

| 該当する行政文書の類型 | 該当する事項の例 |
|-------------|--|
| 上記以外のもの | <ul style="list-style-type: none"> ・隨時発生し、短期に廃棄するもの ・1年以上の保存を要しない軽微なもの |

キ 上記の区分以外の類型

- (1) 上記ア～カにかかわらず、下記のものについては、それぞれの区分に定める期間を保存期間とする。

| 該当する行政文書の類型 | 保存期間 |
|--|-----------------|
| ① 法律又は法律に基づく命令において保存期間が定められているもの | 当該法令において定められた期間 |
| ② 台帳その他これに類する帳簿であって、更新が行われるもの（変更に係る事項を追記していく方式のものを含む。） | 次回更新までの間 |

- (2) 上記ア～カの保存期間を経過したとしても、下記のものについては、それぞれの区分に定める期間は保存しなければならない。

| 該当する行政文書の類型 | 保存期間 |
|--|--------------------------|
| ① 許可書、認可書等法律上の効果の発生に関するもの又は契約書等法律関係の成立に関するものであって、現にその効力が存続しているもの | 当該法律上の効果又は法律関係の効力を失うまでの間 |
| ② 現に検査、監査等の対象となっているもの | 当該監査、検査等が終了するまでの間 |
| ③ 現に係属している訴訟における手続上必要なもの | 当該訴訟が終結するまでの間 |
| ④ 現に係属している不服申立てにおける手続上必要なもの | 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日から1年間 |
| ⑤ 現に情報公開法に基づく開示請求をされているもの | 当該請求に係る開示決定の日から1年間 |

○ モデル様式1号 行政文書分類基準表

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 細分類（標準ファイル名） | 保存期間 | 備考 |
|-----|-----|-----|--------------|------|----|
| | | | | | |

- (注) 1. 大分類、中分類、小分類は、原則として日本語の単語・熟語を使用する。（行政文書ファイル管理簿をデータベースにしたときに、分類名によってもキーワード検索を可能にするため。なお、記号・番号の併用は妨げない。）
2. 保存期間は、「〇年」と記載するが、必要があれば「作成日から〇年」、「許認可の日から〇年」等と具体的な内容がわかるように記載する。

○ モデル様式2号 行政文書ファイル管理簿

| 文書分類 | | | ファイル名 | 作成者 | 作成（取得）時期 | 保存期間 | 廃棄時期 |
|------|-----|-----|-------|-----|----------|------|------|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | | |
| | | | | | | | |

| 媒体の種別 | 保存場所 | 管理担当課・係 | 保存期間満了時の措置結果 | 備考 |
|-------|------|---------|--------------|----|
| | | | | |

(注) 上記モデルは参考イメージであり、各行政機関においては、システム整備の観点から別途策定される統一的仕様を踏まえて整備する必要がある。

意 押 取 (用済後廃棄)

取 消 訴 訟 等 の 状 況

(平成11年6月10日現在係属中のもの)

1. 取 消 訴 訟

| | | |
|---------|---|--|
| 宮城 A | 平成8年7月23日提訴～平成10年4月14日第一審判決 <平成10年4月14日原告控訴～平成11年6月29日第6回口頭弁論予定 <平成6～7年度の県警総務課の旅費の支出に関する書類等> | 第一審 被告(県側)勝訴 |
| 宮城 B | 平成8年12月26日提訴～平成11年7月6日第16回口頭弁論予定 <平成7年度の県警総務室の食糧費の支出に関する書類等> | |
| 東京 | 平成9年6月5日提訴～平成11年3月30日第一審判決 (平成8年12月26日提訴～再請求に対する上記提訴のため取下げ) 平成11年4月13日原告控訴～平成11年7月27日第1回口頭弁論予定 <平成7年度の警視庁企画課の旅費及び飲食費の支出に関する書類等> 平成10年1月22日提訴～平成11年1月28日第一審判決 平成11年2月10日被告控訴～平成11年7月22日第2回口頭弁論予定 <レツカ一移動に係る「手数料原価計算書(ミクロ計算)」> <「パーセメ・パー子ヶ手数料の算出根拠が分かる文書」> | 第一審 被告(都側)部分勝訴 |
| 静岡 | 平成10年9月14日提訴～平成11年7月9日第5回口頭弁論予定 <平成7年度の県警総務課の旅費及び食糧費等の支出に関する書類等> | 第一審 被告(都側)勝訴 |
| 石川 | 平成11年3月16日提訴～平成11年7月9日第2回口頭弁論予定 <平成7年度の県警総務課の旅費及び懇談経費の支出に関する書類等> | 平成10年5月22日審査会非開示答申 ～同年6月15日知事非開示決定 平成10年7月17日審査会一部開示答申～知事未決定(無期限延期中) |
| 三重 | 平成8年10月15日提訴～平成11年2月18日第一審判決 平成11年2月23日原告控訴～平成11年7月22日第2回口頭弁論予定 <平成7年度等の県警総務課等の旅費及び食糧費の支出に関する書類等> | 第一審 被告(県側)勝訴 |
| 滋賀 | 平成10年1月22日提訴～平成11年6月28日第10回口頭弁論予定 <平成7年度の県警総務課の旅費及び懇談会費の支出に関する書類等> | 平成10年3月31日審査会一部開示答申～同年5月25日知事非開示決定 |
| 福岡 | 平成9年1月24日提訴～平成11年4月26日第一審判決 平成11年5月6日被告控訴～口頭弁論未定 <平成7年度の県警総務課の旅費及び懇談会費の支出に関する書類等> | 第一審 被告(県側)敗訴 |

2. 不 服 申 立 て (北海道を除く。)

| | | |
|----|--|---------------------|
| 宮城 | 平成8年10月16日異議申立て～平成10年7月14日審査会開催 <平成3～7年度の県警総務室・交通部の食糧費の支出に関する書類等> | 平成10年7月14日審査会一部開示答申 |
| 石川 | 平成9年1月10日異議申立て～平成10年7月15日審査会開催 <平成7年度の県警総務課の旅費及び懇談経費の支出に関する書類等> | 平成10年7月17日審査会一部開示答申 |
| 滋賀 | 平成11年1月21日異議申立て～審査会未審査 <平成9～10年度の県警から出納課に提出された需用費関係書類> | |

過去の警察関連開示請求例

報償費関係

- ・支出命令書（支出負担行為兼支出命令書）、請求書、前渡資金支払決定書

旅費関係

- ・総務課（交通部幹部職員、交通企画課、交通規制課、交通指導課、公安一課、音楽隊）の旅費の支出に関する書類（支出命令書、旅行命令簿等）
- ・職員の出張の旅費概算精算請求書
- ・参考人旅費の支出に関する概算精算請求書・支出命令書
- ・旅費の歳出総括表、歳出内訳表

交際費関係

- ・交際費の支出に関する書類（支出命令書、債権者請求書、前渡資金支払決定書）

需用費関係（食糧費）

- ・食糧費の支出に関する書類（支出命令書、請求書、前渡資金支払決定書）
 - ・懇談会費の支出に関する書類（支出命令書、請求書、前渡資金支払決定書）
 - ・各部局別懇談会実施総括表（県総務部保管）
 - ・財務オンラインシステムに入力されている警察本部会計課の食糧費支出に係るデータ
 - ・食糧費の予算配当額
 - ・食糧費の決算額
 - ・知事部局保管に係る「皇室の警衛」に伴う事前打合会議出席者名簿
 - ・知事部局保管に係る皇室関係事業に係る需用費の支出内容を示す文書
 - ・文教警察委員会で実施した懇親会に関する支出関係書類（請求書、領収書含む）
- 及び参加者名簿
- ・需用費の歳出総括表、歳出内訳表

需用費（その他）、備品購入費等関係

- ・石油製品購入の支出命令書、前渡資金支払決定書
- ・定期刊行物購入の支出命令書、前渡資金支払決定書
- ・警察発注に係るゴム長靴、短靴、ベルト、雨衣、合ネクタイの入札調書
- ・警察関係車両、被服および貸与品の購入に関する支出負担行為伺及び開札結果調書

- ・電気、水道、ガス及び電話料に係る支出命令票
- ・警察官の被服に関する業者選定理由、入札関係、契約書
- ・県警察作成の需用費関係書類
- ・全庁の用品要求データ
- ・県管財課において手続を行った、部長用両袖机及び部長用椅子に係る一般物品要求伝票
- ・用品調達特別会計のガソリン代
- ・用品調達特別会計の用品発注書、用品受払計算書、用品棚卸表

委託料関係

- ・清掃委託会社への支出に関する書類（支出命令書、前渡資金支払決定書）
- ・ボイラーの設置及び保守点検の支出に関する書類（支出命令書、前渡資金支払決定書）
- ・空調設備の保守点検の支出命令書、前渡資金支払決定書
- ・信号機設置及び保守点検の支出命令書（請求書含む）
- ・道路標識及び道路標示の支払に関する支出命令書（請求書含む）
- ・交通安全施設保守管理委託料の支出命令票

使用料及び賃借料関係

- ・警察本部の支出命令書
- ・警察署の使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書（請求書含）
- ・OA機器、コピー機に係る備品・出納管理簿
- ・コピー機使用に関する支出命令書等の一切の書類

各種手当関係

- ・宿日直手当の支払内容がわかる書類
- ・特殊勤務手当の支払内容がわかる書類
- ・時間外勤務手当の支払内容がわかる書類
- ・休日勤務手当の支払内容がわかる書類

予算関係

- ・予算見積段階において県財務局が警察本部に送付した資料、警察費に関する予算見積請求書、警察本部から財務局に提出された資料一切
- ・警察費予算のうち、運転免許費・交通指導取締費・交通安全施設整備費等における委託料の名目別内訳、その算定根拠がわかる文書

- ・パーキングメーター作動手数料、パーキング・チケット発給手数料の算出が分かる文書
- ・駐車違反のレッカーレンタル料金の算出根拠がわかる文書
- ・財政課から警察本部の公安委員会費ないしは委員会運営費として配当もしくは再配当した公文書
- ・歳出予算配当書、歳出予算配当内訳書（警察本部会計課分）
- ・事業別節別集計表（公安委員会から收受分）

その他

- ・警察本部庁舎（警察署）新築工事に関する書類（各階平面図等）
- ・警察本部長宿舎に関する一切の資料
- ・警察署新築に伴う計画通知書
- ・県発注工事の落札価格及び入札結果調書
- ・警察用地の取得、利用に関する一切の資料
- ・県土地開発公社の事業報告書、決算報告書の付属明細表等（塩漬け土地全国一斉請求分）
- ・入札予定の職員住宅新築工事の予定賃借料を示す書類
- ・県有財産一覧（名称、延べ面積、取得年月日、最新の台帳価額の記載を要する。）
- ・土地購入費の内訳を示す書類（購入土地の所在地、面積を示すもの）
- ・保有車両台数の明細
- ・指定物品現在高報告書
- ・寄付行為に関する書類
- ・定期監査資料（公安委員会から收受分）
- ・定期監査にかかる監査資料～指導事項調書、検討事項個別調書
- ・交通安全対策特別交付金の関係書類
- ・交通安全対策費及び交通安全対策特別交付金の使途に関する書類
- ・交通安全協会に対し警察施設を使用許可している根拠書類一切
- ・警察共済組合資金の内訳を示す書類
- ・収入証紙壳渡報告書の集計結果を示す書類
- ・財務会計オンラインシステムコード表
- ・財政的援助団体（県警察職員福利厚生会）に係る監査資料・記録
- ・県（市）秘書課の交際費

各都道府県における警察関連文書を対象とした情報公開訴訟一覧

訴訟一覧

取扱注意

資料7

(用済後履歴)

[控訴段階～5件]

| 都道府県名 | 請求年月日 | 請求者 | 請求内容 | 処分内容 | 訴訟状況 | 訴訟提起日現在 |
|-------|------------|-------------------------|--|---|--|---|
| 宮城県 | H 8. 6.24 | 仙台市民オシブズマ [REDACTED] | 監察本部総務課職員の出張に因する一切の資料（平成6、7年度）及び旅費受領代理人普通預金通帳（平成5、6、7年度） | H 8. 7. 8 不受理処分 “県では、当該文書を保管していらない”と書いて不受理。 | H 8. 7. 23 処分取消訴訟提起 (仙台地裁) [初の司法判断] | H10. 4.14 仙台地裁判決 県警本部総務課職員の出張に因する資料は、県条例では開示の対象となる公文書には当たらない。 県公安委員会は、県条例に定められた実施機関ではなくて文書を知事が作成、いるとはいえない。 H10. 4.14 原告側控訴 (仙台高裁) |
| 三重県 | H 8. 8.19 | [REDACTED] | 平成7年4月1日～8年6月30日までの三重県警本部総務課、会計課、警務課の旅行命令簿及び食糧費の支出命令書 | H 8. 9. 2 不受理処分 “実施機関から除かれている警察の文書で、条例に定める公文書にして不受理。” | H 8. 10. 15 処分取消訴訟提起 (津地裁) H11. 2.18 津地裁判決 県警の文書は、実施機関である知事が管理しているものに該当せず、条例上の公文書に当たらない。 | H11. 2.23 原告側控訴 (名古屋高裁) |
| 東京都 | H 9. 10.22 | (ジャーナリスト) | 東京都における駐車違反のレッカ一料金（移動措置料金）の算出根拠がわかる文書 | H 9. 10. 28 一部開示処分 (手数料原価計算書の詳細を記述した部分を黒塗りにして開示。) “意思形成過程情報” “行政運営情報”に該当するとして一部開示。 | H10. 1. 22 手数料算定非開示処分取消訴訟提起 (東京高裁) H11. 1. 28 東京高裁判決 文書（費用算出情報）を開示することによつて、将来の事務事を生じさせることはない。 公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれはない。 H11. 2. 10 被告 (都) 側控訴 (東京高裁) | |

各都道府県における警察関連文書を対象とした情報公開訴訟一覧 (2)

[1 番段階～4件]

| 都道府県名 | 請求年月日 | 請求者 | 請求内容 | 処分内容 | 訴訟状況 |
|-------|---------------------------------|----------------|--|--|---------------------------|
| 宮城県 | H 8.10.15 | 仙台市民オンブズマ ン | 監察本部総務室の食糧費支出に関する一切の資料 (平成7年度) | H 8.10.29 非開示処分 “公共の安全と秩序の維持、警察活動に支障”的理由で非開示。 | H 8.12.26 処分取消訴訟提起 (仙台地裁) |
| 静岡県 | H 8.10.15 | | 平成7年度分の県警総務課の旅費、食糧費、使用料及び賃借料の支出に関する一切の資料 | H 8.11.29 非開示処分 “当事者の信頼関係、犯罪予防等に支障”的理由で非開示。 H 9.1.20 異議申立て H10.5.22 公文書審査会が非開示決定は妥当と答申 | H10.9.14 処分取消訴訟提起 (静岡地裁) |
| 滋賀県 | H 8.10.15 | | 県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に関する一切の資料 | H 8.10.29 非開示処分 “犯罪の予防、捜査に支障”的理由で非開示。 H 8.11.15 異議申立て H10.3.31 公文書審査会が「部分開示」を答申 | H10.1.22 処分取消訴訟提起 (大津地裁) |
| 石川県 | H 8.10.15 H10.12.16 (再請求) | 市民オンブズマン石川 | 県警総務課の平成7年分度の懇親会費・旅費の支出に関する一切の文書 | H 8.11.13 非開示処分 “公共の安全と秩序の維持、国等との協力関係警察活動に支障”的理由で非開示。 H 9.1.13 異議申立て H10.7.17 情報公開審査会が「部分開示」を答申 | H11.3.16 処分取消訴訟提起 (金沢地裁) |

10.7.15

資料8

日 経

取扱注意 (用済後廃棄)

朝日

県警の食糧費 文書開示答申 宮城県情報公開審査会（会長、新川忍郎・東北大助教授）は十四日、県出納局保管の警察食糧費に関する公文書について個人情報保護法に係る請求権例目。対象は一部の記載を除き開示するより、検野支那知事に対し答申した。

同審査会によると、都道府県警が作成した公文書を公開するよう求めた答申は、三月の滋賀県公文書公開審査会で（50）が九六年九月に支出命令決算書（九一九五年度）などの開示を請求した

一県警食糧費、公開を

每一百

■宮城県警食糧費文書公開を答申 宮城県情報公開審査会（会長、新川達郎・東北大学院助教授）は14日、県警の食糧費に関する文書を原則開示するよう浅野史郎知事に答申した。警察の食糧費を原則開示するよう求めた答申は、3月の滋賀県に次いで全国で2例目となる。滋賀県は5月25日に審査会答申に反して開示しないことを決めており、宮城県の対応が注目される。

対象になったのが、1990～95年度の宮城県警本部総務室と交通部・古川警察署の食糧費に関する文書。文書は1年度当たり約100件以上だが、審査会は一般警察職員の田舎や拘置（留置）人への食事提供する業者名などを一部を除いて開示するよう答申した。

警察情報

本社 調査 法案審議遅れが影響

15都道府県「公開検討会」

今日の「情報公開法」、公安委員会や警察の公文書を情報公開条例の対象に加える方向で具体的な検討を進めていることが30日、毎日新聞の全国調査で明らかになった。国の情報公開法の政府案が、国家公安委員会と警察庁も対象としている影響が大きいが、国会審議の遅れが、自治体の公開への取り組みにブレーキを掛けているケースも出ている。既に一部開示した自治体があれば、非開示のため訴訟に発展したケースもあり、国会審議を見守りながら網羅的把握していく。

このうちを短くでは「時年」
情報公開の文書問題で、なほ「4月、仙台地裁が「原盤は
い」として訴えを退けた。
なつた例も多く、東京都
は訴訟を発展した。

| 都道府県 | 警察の情報開示に向けた自治体の条例改正の動き |
|------|---|
| 北海道 | 検討会が1997年12月「公安委も団の動向を見ながら情報公開の対象に加えるように」と提言 |
| 岩手 | 県審査会が「公安委対象に。時期は法との均等性に配慮」と意見書。知事が昨年10月「法施行後速やかに」と会見 |
| 宮城 | 審査会が先月、「法の制定いかんにかかわらず県警も対象に」と答申。2月議会の改正案提出と4月施行を目指す |
| 秋田 | 県審査会が昨年4月、「公安委を含めて対象とすべきだ」と答申に付記 |
| 山形 | 県懇話会が97年10月「法施行後は問題点を考慮の上、見直し検討が適当」と答申 |
| 栃木 | 県懇談会で「公安委を含む警察情報を対象に加えるように」との意見が上がる。3月、意見書を提出予定 |
| 東京 | 懇談会が昨年9月「捜査・犯罪予防などを除き原則公開」との最終報告。2月議会の条例改正案への盛り込みは見送り |
| 神奈川 | 昨年11月、県議会が中間まとめで、県警を含む公安委を対象に加えるよう求めた |
| 山梨 | 昨年末の県運営委で「国の動向を見定める」としながらも検討を始める |
| 三重 | 昨年12月、県懇話会が「公安委を対象に加える方向で検討」と中間報告。犯罪の予防、捜査などを非開示とする方向 |
| 滋賀 | 県内部に検討委を設置し、警察情報の公開範囲を含め条例改正の検討を始めた。県民参加の委員会も発足予定 |
| 大阪 | 1月、府推進会議が「速やかに対象に加えるべきだ」との提言をまとめた。9月議会に改正案を提出する方針 |
| 広島 | 昨年9月、知事が公安委と県警の情報公開に前向き姿勢 |
| 愛媛 | 県検討委が「国の法施行後1年をめどに条例を改正して、対象に加えるのが適当」との結論を出す |
| 高知 | 国の法施行後、1年をめどに条例の対象に含める方針を決める |

扉を開けよう

■6■

やっと手にした324枚の滋賀県警の公文書。だが、井秀明代表(50)は目を疑つた。字を黒く塗りつぶした跡だけが、やたらと目立つた。

この都道府県にも、公安委員会と警察を対象とした情報公開条例はない。このため同オンブズマンは県庁本局に回された県警の「経用費」の公開を求めた。1月18日、県警行動として1996年、県警会計課作成の書類が開示され、捜査課の旅費や懇談会費の公開を求めた。県は全面非開示「はい」、支出先が分かってるのは信託機の電気料金など公共料金や光熱費が大半。標題が空欄で、何に支出したのか不明の書類も多かった。同県は「県警との協議で検査に支障が出る部分は非公開にした」と説明した。

警察情報は市民からの要請で、県警の公開文書

情で舞台裏を打ち明けたのは昨年の四月の記者会見。「ほんなことを言つてはいけないが、県警の言ふ方としては『滋賀県を(情報公開の)一番目にしてせんじ』」と述べた。

国の情報公開法案では、田嶋前参院議員は「個人情報を公開したい」と発言した。これとは別に同オンブズマンは全国連絡会議の者正される可能性がある。それ

だけに浅井代表は「一刻も早く法制化してほしい。内容に不足があっても異議申し立て

方、地方の「先行」に歓迎めぐる内容。県警の担当者

とができない」と期待をたたむ。

◇ ◇ ◇

宮城県の情報公開審査会は昨年12月、「法成立にかかる

りなく公安委員会(県警)を

審査対象とする。『整

合性の観点から、公開は法

の成立後にしてほしい』と提

出している。法成立を契機

に、自治体の条例も次々と改

正される可能性がある。それ

は「公安委員会の考え方必ずしも理解されていない」と理

解を促す。県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を示したが、こ

こで可決された」がかった。

県警幹部は条例改正検討の審

査会の席上、「国や他県との

対応が異なる」と述べた。増田知事は同10月、「法

の実験的な条例改正の建議

をまとめた。だが県警も同

る。たとえば犯人がある県に

あればそれが明確になつた段

階で、県や市に条例を改める

こととした」とトーンダウン

では対象に加えなかつた。

身動きがとれない自治体、

身動きがとれない市町村

、岩手県では昨年4月、増田

対応が異なる」と述べた。増田知事が警察を条例の対象

に含める方針を

11.426

寒月

白(夕)

警察関係文書も公開対象

判決
福岡地裁
食糧費や出張費

が存在しない」と通知した。ふたご、安部さん側は①支出席候書類は出納室にて保管がある。果藤は

11.4.26 産経(夕)

福岡県警などの旅費情報文書

地裁判決

福岡県警や同県議会など、しないと通知してきたのは、違法として「市民オンブズマン福岡」のメンバーが、書非公開は違法とする判決を言い渡した。

文書公開が妥当

福岡県警・議会の旅費など

福岡県が労働者と原発会員の賃金査定や出張費に関する資料を公開しなかったのは違法だとして、「市民オンブズマン福岡」の会員が麻生泰徳知事に非開示処分の取り消しを求めた訴訟の判決が二十六日、福岡地裁であつた。田中哲郎裁判長は「福岡県警ないし県議会が支出命令の審査・確認のために出納長に送付した懇談会費・出張費支出に関する支出証拠書類は、県情報公開条例上、公開の実施機関である県の職員（出納長）が職務上取得し、知事が管理する文書にあたり、開示請求の対象となる」として、県の処分を取り消した。知事部局が実際に保管していない書類関係文書が公開対象にならうとした初の判断で、すべての都道府県で情報公開の対象外とされるべきだ」として、市民が経理を監視する道を開く

11.4.26 讀 壳(夕)

地裁判決
例目。
原告は同オンブズマン幹事の安部和治さん(北九州大橋西区鶴舞町)。安部さんは一九九六年十
理由に開示しなかつたため、一九九七年一月に提訴した。

記者の目



國や自治体の情報入手できる時代には、当時の情報を独占するという記者の既得権益は消える。記者もこれまでと圧倒的な能力ではなく、力量が問われると思う。

「記者がやるようなことは何ですか?」。1984年暮れから95年にかけて、地方公取班の一員だった私は、東京都の情報公開条例の窓口に出現しては、申請書類に必要な事項を記入し、約一ヶ月待ち、資料を受け取るという取材を繰り返していた。そんな時に同僚や知人から言われた言葉だ。取材対象に飛び込み、内部資料を入手する取材の基本からすれば、条例を使い手法は難い難れたまうとも歌る。しかし、今は多くの記者が条例を使いつぶに抵抗はない。成程があるからだ。取材班が入手した東京都の会計監査の問題文書は、當時開催するかのように注目を集めていた世界都市高峰会をめぐり、中央省庁を相手にした「官官

立した。待ち望んでいたから大歓迎だ。しかし冷静に考へると、記者にとっては結構しんとうじになるな
と感じる。誰でも

■ ■ ■ ■ ■ 情報公開法の成立 宮澤一朗(社会部)

景がある。95年夏の連続会議の第一回全国大会で、出席者からマスコミに対する過激な批判が繰り返された。いわく、「マスコミはこれまで記者クラブ制度にあぐらをかいて、権力と歴着してきた」。ついで「新聞、テレビは両者が情報をおもい取材に慣れていたから、当面を批判できない」。この時は食糧問題文書で、マスコミが地方自治体から接待料（飲食・ゴルフなど）を受けていた実事がボロボロ口上で、批判される土壤があった。大会では情報公開条例を認めた。されば、マスコミなどに期待しないでも行政の問題は追及していく必要があるといふ趣旨にあるれどした。

連絡会議は全部道府県に一斉請求を繰り返し、毎年「情報公開法ンシン」にまつめ公表している。自治体の首長もこれを結構気にしている。私も最初は記者会見に出なかっただんだ。市民団体の調査結果

接待)の実態が記録されていなかった。さらに記載内容の矛盾を調べるために、経理の不正操作が広範囲に行われていたことが浮き彫りになった。条例を用いては誰もが同じ資料入手ができるため、この手法は報道機関の専用ではない。むしろ市民のためにこそある。

すつかり有名になった市民組織「全国市長オーバーハンプトン連絡会議」。情報公開条例を駆使した活動は95年初め、高城県から火が付き、全国に広がった。

市民が「発信源」加速へ



情報公開法成立を受け会見する清水英夫・青山学院大名誉教授(中央)ら=東京・永田町で7日、森田剛史写す

いう中間業者を通さず、情報報を直接入手可能になっていく。連絡会議の高橋利明・代表幹事は「市民はアスコムによって加工された情報の受け手だったが、情報公開制度が進んだため、資料を直接入手し、逆にアスコムに情報を宿題できる立場になってきた」と指摘し、こんなエールを送ってくれた。「アスコムにどんな歴史が隠れているか分からぬ。それを発掘するため法律を使おうとしてアスコムと競いたい」と、重く受け止めている。

記者も力量問われる

Digitized by srujanika@gmail.com

警視庁が帳簿類に無断で名前

男性2人、都を提訴

「不正書類で
裏金作り？」

監視厅の内部騒動に情報提供の謝礼を渡した相手として無断で名前を使われ、人格権（氏名権）が侵害された」として、東京都内の男性二人が二十日、東

一 調査所の内部書類に情報提供の謝礼を渡した相手として無断で名前を使われ、人格権（氏名権）が侵害された」として、東京都内の男性一人が「十日、東京都を相手取り、国家賠償法に基づいて額額二百四十万円の支払いを求める訴えを東京地裁に起こした。原告代理人の「東京市民オンブズマン」の佃克彦弁護士は「署視官の職員が無闇保の一般市民の名前を使って

不正に書類を作り、複数の支払いを受けて裏金を作りをしていた疑いがある」と主張している。

訴状などによると、問題となっているのは警視庁統器対策課の一九九七年三月分の「捜査費証拠書類(国費)」。

原告一人は警察に情報を提供したり謝礼を受け取ったりしたことは一切ないのに、表題の書類つづりや同課長代理名義の「現金出納

さらに、「情報提供者は印鑑を持つていなかつた」とする報告書や、二人の所と氏名が手書きされたなつ印のない領収書もあ

う。 武田千代寿・警視庁公務
課長の話 訴状を見ていい。
ないのでコメントできな
い。

11.5.21 每日

警視庁に賠償求める

都内の会社員らが提訴

内装材販売会社員(52)ら
2人が20日、都に総額24
0万円の損害賠償を求めて
東京地裁に提訴した。
訴状によると、2人は1
997年3月11日付と同18
日付けの3万円分の領収書に
無断で名前を使われた。警
視庁の支払精算書による
と、この領収書は銃器対策
課の警部と警部補が「情報
謝礼」を支払った際に受け
取ったものとされている
が、2人は「警察に情報提
供したことと謝礼をもらつ
たこともない」とこう。
これに対し、警視庁生活
安全部は週刊誌報道を受け
て調査を行い、「裏金」へ
りはない、説明は適正だつ
た」と結論づけている。

内装材販売会社員(52)ら
2人が20日、都に総額24
0万円の損害賠償を求めて
東京地裁に提訴した。
訴状によると、2人は1
997年3月11日付と同18
日付けの3万円分の領収書に
無断で名前を使われた。警
視庁の支払精算書による
と、この領収書は銃器対策
課の警部と警部補が「情報
謝礼」を支払った際に受け
取ったものとされている
が、2人は「警察に情報提
供したことと謝礼をもつて
たこともない」とこう。
これに対し、警視庁生活
安全部は週刊誌報道を受け
て調査を行い、「裏金」へ
りはない、説明は適正だつ
た」と結論づけている。

質 疑 事 項

1 開示・不開示の具体的判断基準について

- (1) 全国で斉一を期す必要がある情報に対する開示・不開示の判断基準を示すのか
- (2) 警察庁が発出した通達の開示・不開示の判断基準は示されるのか
- (3) 会計文書の開示・不開示の判断基準を示すのか
- (4) 警察総備品の開示・不開示の判断基準を示すのか
- (5) 実質的に開示されたと同様の状態になった情報の開示・不開示の判断基準
- (6) 警察庁における審査基準が示される時期

2 開示請求をされた場合の措置

- (1) 警察庁や他の都道府県警察から取得した文書の開示請求に対する措置
- (2) 開示手続きについての警察庁による指導予定

3 不服申立てにおける審査会への諮問について

- (1) 現段階で実施機関となる場合の不服申立てに対する措置方針について
- (2) 地方自治法施行令等の改正の見込みについて

4 文書管理について

- (1) 警察庁における文書管理の考え方や取組み方策について
- (2) 文書管理規定の見直しを行う場合の要点、留意事項について
- (3) 警察庁が各都道府県に対して文書管理の基準を示す意向の有無

5 情報資料の提供について

- (1) 審査会の答申例や裁判例の資料提供
- (2) 他県の条例改正動向に関する情報提供
- (3) 文書管理についての先進県の教示
- (4) 各県の開示請求の内容とその処理結果

6 国家公安委員会が保有する文書と警察庁が保有する文書の区分、県公安委員会が保有する文書と県警察が保有する文書の区分について

7 刑訴法53条の2に規定されている「訴訟に関する書類及び押収物」の解釈（範囲）について